

第七十四回
帝國議會
貴族院

米穀配給統制法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

米穀配給統制法案

委員氏名

委員長

伯爵酒井 忠正君

副委員長

男爵矢吹 省三君

公爵島津 忠承君

侯爵前田 利爲君

侯爵佐竹 義春君

子爵梅小路知行君

子爵米津 政賢君

子爵伊東二郎丸君

子爵鍋島 直繩君

子爵織田 信恒君

松村眞一郎君

賀屋 興宜君

内田 重成君

伊澤多喜男君

塚本 清治君

男爵中島久萬吉君

男爵岩倉 道俱君

男爵東郷 安君

男爵稻田 昌植君

倉知 鐵吉君

有賀 光豐君

瀧川 儀作君

小林嘉平治君

絲原武太郎君

山上 岩二君

昭和十四年三月十九日(日曜日)午後二時
十六分開會

○委員長(伯爵酒井忠正君) 是ヨリ開會致

シマス、最初ニ農林大臣ヨリ本案ノ御説明
ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス

○國務大臣(櫻内幸雄君) 只今議題トナリ

マシタ米穀配給統制法案ニ付テ御説明ヲ致
シマス、本法案ノ提案ノ趣旨、特ニ現下ノ
時局ニ鑑ミ本法案ノ制定ヲ最モ必要トスル

理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ申上ゲ

タ通りデアリマシテ、大體右ニ依ッテ御了承
願ヒタイト存ズルノデアリマスガ、更ニ本

法案ノ主ナル内容ニ付テ少シク詳細ニ御説

明申上ゲタイト思ヒマス、其ノ第一點ハ米

穀ノ取扱業者ノ許可制度ヲ設ケタコトデア

リマス、即チ米穀ノ買入若シクハ賣渡又ハ

其ノ代理若シクハ媒介ノ業務ヲ行ハムトス

ル者ニ對シテ政府ノ許可ヲ受ケシムルコト

ト致シ、此ノ許可制度ニ依リマシテ、米穀

ノ取扱業者ノ濫立ヲ防ギ、其ノ安定及ビ向

上ヲ圖ルト共ニ、一面適當ナル監督ヲ加フ

ルコトトシタノデアリマスガ、更ニ必要ニ

應ジテ、政府ハ米穀ノ取扱ヲ爲ス者ニ、米

穀ノ賣買、讓渡等ニ關シ、配給統制上必要

ナル命令ヲ爲シ得ルコトト致シマシテ、是

等ノ者ニ對シ政府ノ配給統制ニ協力セシム

ルコトトシタノデアリマス、第二點ハ米穀

配給機構ノ樞軸トシテ新タニ日本米穀株式

會社ヲ設立スルコトデアリマス、即チ米穀

ノ需給ノ圓滑ヲ圖リ其ノ價格ノ適正ヲ期ス

ルガ爲ニ、米穀ノ配給統制上必要ナル事業

ヲ營ムコトヲ目的トスル日本米穀株式會社

ヲ設ケルコトト致シタノデアリマス、而シ

テ會社ハ米穀ノ主要集散地ニ實物取引ヲ主

トスル米穀市場ヲ開設シ、其ノ市場ニ於テ

米穀統制法ノ最高最低價格ノ範圍内ニテ賣

買取引ヲセシメ、市場ニ於ケル米價ガ公定

價格ノ範圍ヲ逸脱スルガ如キコトノナイヤ

ウニ致スノデアリマス、又會社ハ政府ノ

委託ヲ受ケ、米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ行フ

ノ外、米穀ニ關スル保管運送等ノ附帶事

業、其ノ他會社ノ目的達成上必要ナル事業

ヲ行フコトト致シタノデアリマス、而シテ

從來ノ米穀取引所ハ之ヲ廢止致シ、又米

穀市場ハ本會社ニ限リ開設スルコトヲ得セ

シメテ居ルノデアリマスガ、更ニ米穀市場

ニ於ケル賣買取引ニ關シテハ、投機取引ヲ

排除シ、價格ノ適正ヲ圖ル爲ニ履行期ニ於

ケル決濟ニシテ、特ニ定メラレタモノノ外

ハ一切差金ノ授受ニ依リ決濟ヲ認メスコト

トシ、其ノ他米穀市場ニ於ケル賣買取引ノ

方法、市場員等ニ付キマシテモ、右ノ趣旨

ニ基キ種々適當ナル制限ヲ加ヘ、或ハ又必

要ナル監督ヲ加フルコトト致シタノデアリ

マス、第三點ハ本會社ニ對スル政府出資ノ

點デアリマス、即チ本會社ノ資本ハ三千萬

圓ト致シテ居ルノデアリマスガ、政府ハ其

ノ半額即チ千五百萬圓ヲ限リ會社ニ出資ス

ルコトトシタノデアリマス、此ノ政府出資

ハ申上ゲル迄モナク本會社ガ政府ノ米穀政

策ノ協力機關デアリマスル關係上、之ニ對

スル資本的援助ヲ致シマス共ニ、政府監

督ノ完璧ヲ期セムトスル趣旨ニ外ナラスノ

デアリマス、第四點ハ現在ノ米穀取引所及

ビ正米市場ノ善後措置ニ關スル事項デアリ

マス、即チ本法施行ノ結果、現在ノ米穀取

引所及ビ正米市場ハ其ノ營業ヲ廢止セラル

ルコトナルノデアリマスガ、本會社ハ政

府ノ認可ヲ受ケ、是等ノ取引所又ハ正米市場ノ所有スル土地、建物等ノ設備ヲ、其ノ申込ニ應ジ買取ルモノトシ、又取引所ノ使用人及ビ取引員ニ關シテ、例ヘバ從來ノ取引所ノ使用人ヲ本會社ノ使用人トシテ收容シ、或ハ從來ノ取引員ヲ本會社ノ米穀市場ノ市場員トシテ收容スル等、必要ナル善後措置ヲ爲シ得ルコトト致シタノデアリマス、尙右ノ善後措置ニ關シテハ、特ニ其ノ手續ノ慎重ト適正ヲ期スル爲、新ニ官民關係者ヨリ成ル米穀取引事業審議委員會ヲ設ケマシテ、右委員會ノ議ヲ經タル上、政府ガ認可スルコトト致シテ居ルノデアリマス、以上ハ本法案ノ主ナル内容ノ概略デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御可決アラムコトヲ希望致シマス

○委員長(伯鷺酒井忠正君) 本法案ノ參考資料ハ、衆議院ニ於キマシテ政府ヨリ提出サレタ案ハ纏メテ御手許ニ御配リ致シタサウデアリマス、尙此ノ外ニ御希望ノ點ガゴザイマシタラ此ノ際御發言願ヒタイト思ヒマス

○小林嘉平治君 只今參考資料ヲ頂戴致シマシタノデ、私ノ願ハ重複シテ居ルカモ知レマセヌガ、ソレデアッタ其ノコトヲ御示ヲ願ヒタイノデアリマスガ、此處ニ見當リ

マセヌノデ一ツ御願ヒシタイ、ソレハ明治初年以來ノ米ノ値段ノ最高、最低又其ノ差額ヲ序ニ御示ヲ願ヒタイ、ソレカラ毎年ノ米ノ生産高ト云フモノヲ表ニシテ御示ヲ願ヒタイノデアリマス、チョット之ニ類似ノ表ヲ外ノ場合ニ頂戴シマシタガ、少シ不十分デアリマスカラ、ソレダケノモノヲ御面倒デセウガ御願ヒシタイノデアリマス

○松村眞一郎君 此ノ案ヲ拜見サシテ戴クト取引所關係ノコトト市場關係ノコトガアルノデスガ、從來取引所ハ商工省所管ニナツテ居ル譯デアリマスシ、正米市場ノ問題モ從來ハ商工省ノ方デ其ノ機構ニ對スル監督ヲヤツテ居ッタウデアリマスカラ、此ノ法律ガ假ニ成立シタ場合ヲ想像致シマス、兩省ノ關係ニ付テ或程度ハッキリシテ置イ

テ戴キマセスト、商人ト世間デヤカマシイ所謂反産運動ト申シマスカ、ソシナヤウナコト、産業組合トノ間ノ關係ガハッキリシテ來ナイノデヤナйкаト私ハ思フ、此ノ部分ハ農林省ノ方デ責任ガアル、此ノ部分ハ商工省ノ方デ責任ヲ持ツ、此ノ部分ハ兩方デヤル、サウ云フヤウナ色々ノ申合セヲ、此ノ法案ガ出來テカラナサレマスト云フ態度デナク、先ヅ今願ッテ此處デ御説明願ヒタイ、サウ云フ意味ニ於テ何カ申合セガアリ

マスレバ、是々ノ事項ハ商工省ノ方ノ責任デアル、是々ノ事項ハ農林省ノ責任デアル、此ノ事項ハ兩方ノ共管デアルト云フヤウナコトヲ凡ソ御決メニナリマスレバ、私共ハ質問シマス場合ソレニ基イテ成ルベクヤリタイ、サウ云フ意味デ何カ兩省ノ間ニ申合セガアレバ、此ノ法案ノ中ニ書イテアリマス事柄ニ付テソ御所管ニ付テノ御申合セヲ御示シ願ヒタイ、參考資料トシテ工合ガ惡ルケレバ質問デアッテ宜シイ、初メニ説明シテ戴イタ方ガ、質問スル上ニ便利ダト私ハ思フカラ、若シサウ云フモノガアリマスレバソレヲ御示シ願ヒタイ、委員長ハ如何御取扱ヒニナリマスカ、資料トシテ申上ゲマスカ、質問ト致シマスカ

○委員長(伯鷺酒井忠正君) 資料ニ關スル質問デアリマスカラ、此ノ際質問ニナッテ差支ナイト思フ、ソレデハ只今ノハ質問ト云フコトニ致シマス

○國務大臣(櫻内幸雄君) 此ノ取扱ニ關シマシテハ、特殊ナル關係ノ事柄ハ農林省ニ於テ致シマスガ、一般ノ事ハ農林、商工ノ共管ニ於テ致スコトニナッテ居リマス

○絲原武太郎君 私ハ資料ヲ一ツ提出ヲ御願ヒ致シタイノデアリマス、米穀ノ移動ニ付キマシテハ内地ノ移動狀況ハ資料ノ中ニ

アリマスルガ、外地カラ内地ニ移動シマスル米ノ數量、出來得レバ月割トシテ此處十箇年以内ノ狀況ヲ御提出ヲ願ヒタイト思ヒマス、併セテ外國米モ十箇年以内ノ狀況ヲ御調べ願ヒタイト思ヒマス

○松村眞一郎君 衆議院ノ修正ニ政府ガ同意サレタモノトスルナラバ、此ノ中ニ勅令ノ定ムル所ニ依リト云フコトガ書イテアリマスカラ、ドンナコトヲ定ムル積リデアアルカト云フヤウナコトニ付テ、何カ腹案ガアレバ質問デハナク資料トシテ適當ニ御示ガ願ヒタイノデアリマス

○塚本清治君 資料トシテ官吏タリシ者ガ十年以内ニ會社ノ重役若シクハ之ニ準ズベキ地位ニ就イタ者ガドレダケデアリマスカ、會社毎ニ其ノ數ヲ示シテ戴キタイ、無論其ノ名前ヲ伺フノデアリマセヌ、數ダケデ宜シイ、其ノ數ノ中デ、退官後五年ヲ經タル者ト、然ラザル者トニ區別ヲシテ戴キタイ

○委員長(伯鷺酒井忠正君) 他ニ御發言ガナケレバ、今日ハ此ノ程度ニシテ止メタイト思ヒマス、明日ハ午前十時カラ質問ヲ致シタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時三十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長

伯爵酒井 忠正君

副委員長

男爵矢吹 省三君

委員

公爵島津 忠承君

侯爵佐竹 義春君

子爵梅小路 定行君

子爵米津 政賢君

子爵伊東 二郎丸君

子爵鍋島 直繩君

松村眞一郎君

賀屋 興宣君

内田 重成君

伊澤多喜男君

塚本 清治君

男爵中島 久萬吉君

男爵岩倉 道俱君

男爵東郷 安君

男爵稻田 昌植君

倉知 鐵吉君

有賀 光豐君

瀧川 儀作君

小林嘉平治君

絲原武太郎君

山上 岩二君

國務大臣

商工大臣兼拓務大臣 八田 嘉明君

農林大臣 櫻内 幸雄君

政府委員

農林省農務局長 小濱 八彌君

農林省米穀局長 周東 英雄君

商工省商務局長兼商工
省統制局長 新倉 利廣君

昭和十四年三月十九日印刷

昭和十四年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局